

特別景観保全地区における景観計画
(柳川温泉周辺地区)

平成19年9月

山形県大江町

第1 柳川温泉周辺地区の区域

柳川温泉周辺地区は、地域を越えた交流拠点であり、山村集落の風情を守り、自然環境の保護と自然景観の保全を図るべき地区であることから、特別景観保全地区に指定する。

第2 柳川温泉周辺地区の区域

柳川温泉周辺地区の区域は、柳川温泉敷地から500メートルの範囲で別図に示すとおりとする。

第3 柳川温泉周辺地区における良好な景観の形成に関する方針

柳川温泉周辺地区における良好な景観の形成に関する方針は、大江町景観計画に掲げる景観形成の基本方針、山里地域の景観形成方針及び公共施設の整備に関する景観形成方針を前提とし、次のとおりとする。

本地区は、山間部の自然の中にたたく奥おおえ柳川温泉を中心に、地域を越えた交流拠点となっており、多くの観光客が訪れている。

その「奥おおえ」の名にふさわしい山村集落の風情を守るため、周辺の自然環境の保護に努めるとともに、自然景観を阻害する工作物等の設置を規制していくものとする。

第4 柳川温泉周辺地区における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

柳川温泉周辺地区における建築等その他の行為についての制限（以下「景観保全基準」という。）は、大江町景観計画に掲げる田園地域及び山里地域の景観形成基準に加え、次のとおりとする。

なお、建築物等その他の行為が柳川温泉周辺地区を含む場合は、当該景観保全基準を適用するものとする。

区 分		景観保全基準
建築物 ・住宅 ・店舗	形態	・歴史ある建物の保全に努めること。 ・屋外設備は道路から容易に望見できない位置とするか、覆いを施し周辺の景観に配慮すること。
	土地の 形質の 変更	・樹木の伐採を伴う土地の形状変更は、必要最小限にとどめること。
	性質	・樹木の保存に努めること。